

平成17年度中央環境審議会
自然環境・野生生物合同部会（第2回）会議録

1. 日 時 平成17年11月29日（火）10:00～12:20

2. 場 所 ホテルフロラシオン青山 「はごろも」

3. 出席者

（合同部会長） 熊谷洋一

（委 員） 安達瞳子、石井信夫、磯崎博司、磯部力、市田則孝、
岩熊敏夫、岩槻邦男、大澤雅彦、嘉田由紀子、加藤順子、
栢原英郎、川名英子、栗田亘、小塚茂、齋藤勝、
佐々木洋平、佐藤友美子、篠原修、白幡洋三郎、瀬田信哉、
立花直美、田部井淳子、土屋誠、中川浩明、中道宏、
服部明世、浜本奈鼓、速水亨、原重一、増井光子、
三浦慎吾、森戸哲、森本幸裕、山岸哲、鷺谷いづみ、
渡辺修、和里田義雄

（五十音順、敬称略）

（事 務 局） 環境省大臣官房審議官（自然環境担当）、
自然環境局野生生物課長他
外務省、文部科学省、農林水産省、国土交通省

4. 議事概要

- ・事務局（環境省自然環境局自然環境計画課）より前回部会の議事要旨について報告。補足説明を環境省自然環境局野生生物課および国土交通省より実施。
- ・事務局より環境基本計画見直しに関わる重点分野「生物多様性の保全のための取組」の検討状況を報告
- ・第1回および第2回点検意見に対する取組の追加報告として、以下の取組を報告
 - 「生物多様性の認識を深め、普及啓発する取組」
日本環境ジャーナリストの会理事：佐藤年緒氏
 - 「NPO全国ネットワーク組織の取組」
NPO法人全国水環境交流会代表理事：山道省三氏
- ・「新・生物多様性国家戦略の第3回点検結果」を踏まえた今後の施策の方向について審議

4. 議 題

- (1) 第 1 回合同部会 (前回) の議事について
- (2) 環境基本計画見直しに関わる重点分野「生物多様性の保全のための取組」の検討状況 (報告)
- (3) 第 1 回、第 2 回点検意見に対する取組の追加報告
生物多様性の認識を深め、普及啓発する取組
(佐藤年緒：日本環境ジャーナリストの会理事)
N P O 全国ネットワーク組織の取組
(山道省三：N P O 法人全国水環境交流会代表理事)
- (4) 審議
「新・生物多様性国家戦略の第 3 回点検結果」を踏まえた今後の施策の方向性について

5. 配付資料

- 資 料 1 新・生物多様性国家戦略の実施状況の点検結果 (第 3 回)
- 資 料 2 新・生物多様性国家戦略の実施状況の点検結果 (第 3 回) の概要
- 資 料 3 平成 1 7 年度中央環境審議会自然環境・野生生物合同部会 (第 1 回) 議事要旨
- 資 料 4 外来生物対策に関する補足説明について
- 資 料 5 環境基本計画見直しに関わる重要分野「生物多様性の保全のための取組」の検討状況
- 資料 6 1 第 1 回、第 2 回点検意見に対する取組の追加報告
< 生物多様性の認識を深め、普及啓発する取組 >
- 資料 6 2 第 1 回、第 2 回点検意見に対する取組の追加報告
< N P O 全国ネットワーク組織の取組 >
- 資 料 7 『「新・生物多様性国家戦略の実施状況の点検結果 (第 3 回) 」を踏まえた施策の方向について (意見) 』項目案

- 参考資料 1 新・生物多様性国家戦略
- 参考資料 2 新・生物多様性国家戦略の実施状況の点検結果 (第 1 回)
- 参考資料 3 新・生物多様性国家戦略の実施状況の点検結果 (第 2 回)

6. 議 事

【事務局】 それでは、定刻を少し過ぎましたけれども、ただいまより平成 1 7 年度中央環境審議会第 2 回自然環境野生生物合同部会を開催させていただきたいと思います。

開催に先立ちまして、本日出席委員数のご報告をいたします。本日出席の連絡をいただいております中川委員、森戸委員につきましては、急遽欠席ということでご連絡をいただいております。所属委員49名のうち、過半数の36名の委員にご出席をいただいておりますので、中央環境審議会令第7条第3項により準用する同条第1項の規定に基づき定足数を満たしております。本部会は成立しております。

次に、本日の審議のためにお手元にお配りしている資料につきまして、資料の左側の方に座席表、議事次第、その下に委員名簿、その下に配付資料一覧とございまして、資料1から資料7まで、その一覧のとおりとなって配付してございます。あと、その右側でございます参考資料としてお配りしております国家戦略第1回点検、第2回点検の冊子につきましては、部会終了後に回収をさせていただきたいと思っております。また、部数の関係で委員の方のみにお配りしております単行本の「つながるいのち」という本はお持ち帰りいただきたいと思っております。さらに、委員の方のみとなりますが、前回の会議録を机の上に置かせていただいておりますので、ご確認の上、もしお気づきの点があれば、来週中に事務局までご連絡いただきたいと思います。その後、環境省のホームページ上で公開させていただくこととしております。資料などにもし配付漏れ等がございましたら、事務局にお申しつけいただきたいと思います。

それでは、早速議事に移りたいと思っております。これからは熊谷部会長に進行をお願いいたします。

【熊谷部会長】 おはようございます。それでは、これより私が議事を進行させていただきますと存じます。

本合同部会では、前回に引き続きまして、生物多様性国家戦略に基づく関係省庁の施策の進捗状況についての点検結果に基づいて、今後の施策の方向についてご審議をいただいております。皆様のご理解とご協力を賜りまして、円滑な運営をしておりますので、よろしくお願いをいたします。

なお、本合同部会は公開とし、会議録はご出席の委員の了承を得た上で公開することと存じます。この点につきましてもご理解をいただきますようよろしくお願いをいたします。

それでは、本日の議事に入らせていただきます。

10月28日に開催いたしました前回の合同部会では、関係省庁による第3回点検結果の概要についてのご報告と地方の取組について、滋賀県及び秦野市の方からご報告をいただきました。

本日は、議事次第にあるように、本日の議事要旨説明と補足説明を事務局からいただきます。また、同じく事務局から、現在、総合政策部会で議論が進められております環境基本計画の見直し作業のうち、生物多様性分野の報告をいただきます。続いて、昨年までの点検にさまざまなご意見が出ております。生物多様性の認識を深め、普及啓発する取組に

ついて日本環境ジャーナリストの会より、また、地域における取組の推進として市民団体の取組事例をNPO法人全国水環境交流会よりご報告をいただくことにしております。最後にまとめて質疑応答と今回及び前回の内容を踏まえての生物多様性国家戦略に関する今後の施策の方向についてご意見をお聞かせいただきたいと思います。

それでは、まず、事務局の方から前回部会の議事要旨説明と補足説明があれば、それらをまとめてお願いをいたします。

【亀澤生物多様性企画官】 生物多様性企画官の亀澤でございます。

まず、私から資料3に基づきまして、前回の議事の概要を説明させていただきます。座って失礼をいたします。

資料3の両面の1枚紙でございますが、10月28日に戦略の第3回点検結果について各省からご説明をいたしました。それから、その後、地方公共団体の取組として滋賀県、それから秦野市からお話をいただきました。

前回の会議でいただきました主なご指摘についてご紹介をしたいと思います。

まず、点検方法についてですが、個々の施策の取組に対する点検にとどまらず、例えば里地里山など、現場での成果や改善点がわかるように、それらを数値で表すなどの整理ができるとうい、また、施策の取組状況については、その進捗度合いの表示方法や課題に対する解決への示唆などを示していくべきというようなご指摘をいただきました。

それから、各地域での取組状況や地方公共団体の活動については、出先機関を通じた把握も有効ではないかというようなご指摘もいただいております。

1点目につきましては、一つ一つの事業の取組状況を数値で示しておりますが、それだけでなく、例えば、里地里山といった主要テーマのレベルでの施策効果をよりわかりやすく示す手法について、今後、工夫をしていきたいと思っております。

それから、2点目の出先機関の話については、10月に地方環境事務所が発足しておりますので、それも活用しながら、地方の先進的な取組を幅広く把握していきたいと思っております。

次に多様性の危機に対する施策の方向性についてですが、第1の危機に対しては、第1の危機に対する取組として、その実効性を持たせるため、情報整備という点で生態系上重要な地域を特定すると同時に、それらの地域に関わってくる開発行為の情報もあわせて整理することが重要というご意見をいただいております。

それから、第1の危機に対する対応としては、保全の強化に加えて環境影響評価の取組事項も加えるべきというご指摘もいただいております。

それから、国連やIUCNの保護地域リストへの日本の保護区の登録やカテゴリー整理などを図るべきというご指摘もいただきました。

このうち1点目に関しては後ほど国土交通省よりお話をいただく予定にしております。

それから、第3の危機についてですが、外来生物法の施行による迅速な外来生物の指定

など着実な対応が図られている。しかし、外来クワガタを例に、さらに外来生物の指定の検討の余地があるものもあるので、引き続き指定に向けた検討が必要というようご意見もいただきました。

それから、水際での外来生物対策における実効性の確保及び国内の動植物の移動の問題に関して次回説明をいただきたいというご指摘をいただきましたので、水際対策と国内での動植物移動に関しましては、後ほど、野生生物課長からご説明をいたします。

それから、続きまして、環境教育市民活動についてですが、今の若者は自然や生態系に無関心である人が多く、自然との体感共有的なコミュニケーションを与えることが必要である。文部科学省にはその点に力を入れていただきたい、もっと関与をしてほしいというようご意見をいただきました。

それから、比較的年配の方のNPO活動は継続的であるが、学生中心のNPOは活動が深まることが少ない。そういう違いを認識した上で、うまくコーディネートしリードをしていくことで、効果がもっと出るのではないかとというようご指摘もいただきました。この点については、各省あるいは自治体でNPOとつき合いを深めつつあるところなので、こういう視点も持って対応を深めていきたいと思っております。

続きまして、環境調査データについて、環境情報のGISデータの重ね合わせについてですが、貴重な情報を得ることができるというご指摘の一方で、調査手法や調査努力に差があると、単純な重ね合わせでは科学的な意味を損ねるおそれもあるというようご指摘もいただきました。今後は、調査データを比較する部分での可能な範囲での標準化や気象状況などのデータとの連携も期待したいというご意見をいただいております。この点については、今後、目的や手法の異なるデータを重ね合わせて評価する際には、データが持つそれぞれの意味について十分考えていきたいというふうに考えております。

このほか、軍事施設など特殊な事情を抱えている地域の保全活動の推進のためには、防衛庁に連携を働きかけるべきではないかというようご意見もいただいております。この点については、一例ですが、沖縄でヤンバルテナガコガネやノグチゲラについて、米軍基地内の調査を環境省と米軍海兵隊環境保全課が共同で実施した例もあります。それから、沖縄県が去年、一昨年と米軍の協力を得て基地内でマングースを捕獲した例などもありますので、この場でご紹介をしておきます。

私からは以上でございます。

【名執野性生物課長】 野生生物課長の名執でございます。

前回ご指摘のありました水際での外来生物対策と外来生物の日本国内での移動の問題について説明させていただきます。座って失礼いたします。

まず、水際での外来生物対策でございますけれども、お手元の資料4、外来生物に関する補足説明についてという資料の1枚めくっていただきまして、法律のポイント（輸入規制）という資料をご覧くださいと思います。

外来生物法で輸入が禁止されておりますのは、特定外来生物と未判定外来生物となっております。特定外来生物は基本的に輸入禁止となっておりますけれども、学術研究などの目的で飼養の許可を受けたものについては輸入することが可能となっております。また、輸入に際しましては飼養に関する許可証と種類名証明書が必要となっております。

それから、未判定外来生物についてですが、生態系に係る被害を及ぼすおそれについてははっきりした知見がないけれども、その疑いがある外来生物を指定して輸入を規制しているところでございます。

種類名証明書添付生物につきましては、特定外来生物または未判定外来生物に外見が似ていて、判別困難な生物を輸入時に判別しやすいように外国の政府機関などが発行した種類名証明書を輸入の際につけておく必要がある生物として指定しているところでございます。

次に、1枚めくっていただきまして、輸入に関する手続フローという横長のところを見ていただければと思います。この資料は特定外来生物の実際の輸入に関しまして、その流れと関係機関の協力体制を示したものでございます。

輸入に関する事務につきましては、関税法に基づいて税関が行うこととなりますけれども、動物や植物の輸入については、さまざまな機関が関わっております。哺乳類であれば病気を防ぐ観点から厚生労働省や農林水産省の検疫所が関わっておりますし、植物につきましては、農業害虫を防ぐ観点から農林水産省の植物防疫所が関わっております。

特定外来生物の通関手続につきましても、これと同様でございまして、環境省はこれらの関係機関に対しまして、輸入される生物が特定外来生物かどうかの判定、あるいは輸出国政府発行の証明書が原本と相違ないかどうかを証明していただくなどについて協力を求めているところでございます。

また、税関につきましては、飼養等許可証や種類名証明書を確認して、最終的な輸入の可否を判断していただいておりますけれども、植物防疫所や税関で同定が不可能な生物については、環境省が専門家と連絡し合って同定を行うということにしているところでございます。

続きまして、その裏側のところでございますけれども、国内で人為的に移動される生物への対応についてでございます。

これについては、外来生物法自体は法制的な観点から海外から導入される生物が対象になっておりまして、在来生物の移動については、この外来生物法の対象となっております。このことにつきましては、昨年、外来生物法に基づく特定外来生物被害防止基本方針を野生生物部会でご議論いただいた際にもご指摘がありまして、9月1日に野生生物部会の外来生物対策小委員会でまとめられました岩槻小委員長談話の中にも盛り込まれているところでございます。

内容は資料にございますけれども、外来生物法で規制対象とはならない生物の他地域へ

の導入に伴う問題は重要な課題とした上で、自然公園などの生物多様性保全上重要な地域について制度の見直しを進めること。そのほかの地域についても、地域特有の生物相や生態系を保全する観点から必要な対策がなされるよう検討すること。それから、在来生物の地域個体群の分布や遺伝的情報に関する情報を整備することなどが提言として上げられております。

環境省では、この提言を受けまして、自然公園法施行令、それから自然環境保全法施行令を改正いたしまして、国立公園等での動植物の放出を規制するための制度の見直しをしたところでございます。来年1月1日から、その部分の規制をスタートすることとしております。

また、まだ全体的な広がりを持った取組にはいたっておりませんが、これまでも小笠原のノヤギ、それから石川県七ツ島のカイウサギなど保全すべき生態系に他地域から在来生物が人為的に導入されて被害を及ぼしている場合には、国や地方公共団体が防除を実施しております。生態系に被害を及ぼすおそれがある場合も、例えば屋久島のタヌキについて、今年、防除を行っておりますけれども、今後、必要な場所で防除を実施していくことになるというふうに考えております。

それから、もう一つ、在来生物に関してご説明しておきますけれども、今年度、環境省、農林水産省、国土交通省の3省が合同で外国産緑化植物の取扱に関する調査を行っております。最近は在来植物を海外で生産して輸入するケースもありまして、遺伝的多様性に影響を与える可能性が指摘されております。そのようなことについても、この調査の中で情報を集めていきたいというふうに考えております。

在来生物の国内での移動に関しまして、まだ取組を始めたところではございますけれども、今後とも関係機関と連携をとって、総合的な取組になるように努めていきたいというふうに考えております。

以上、外来生物に係る補足説明を終わります。

【国土交通省】 国土交通省の石田でございます。

私の方から、国土交通省におきます事業における実際的な取組ということでご説明させていただきます。

環境調査につきましては、国土交通省としましても必要な費用と時間をかけてまじめにやっているというふうに認識はしております。例えばオオタカの問題など、相当な費用と時間とをかけて調査をしまして、必要に応じて山を1つ越えたルートにするですとか、あるいは、その区間トンネルにするですとか、そういった対応をしてくれているところでございます。

環境アセスメントができてから、環境情報につきましても、それなりの蓄積が今、出てきているところでございます。

その中で一つは、データをこれから有効活用していく必要があるのではないかという議

論は内部でしております。道路や河川ですと、同じ地方整備局で行っておりますが、その他の地方公共団体ですとか、そういった情報につきましては、もちろん文献調査はいたしますが、システムチックに情報を共有するようなどころにはいたっておりませんので、今後、そういったデータを有効活用するということを検討していく必要があるのではないかとすることは内部の議論としてございます。

もう一つ、これもまだ議論が出始めたところですが、そういったこれまでの環境情報をいろいろ調査した蓄積がございますので、今後、環境省さんとも相談しながら、そういった過去の蓄積を分析いたしまして、もう少し、例えばめり張りをつけた調査を行うですとか、そういったことも今後考えられるのではないかと議論が内部ではありますので、今後、環境省とも相談をしながら、そういった過去の蓄積を生かした環境調査というのを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

【熊谷部会長】 どうもありがとうございました。

以上で前回の議事要旨の説明とそれに関連する補足説明をさせていただきました。

次に、議事の2番目に入りますが、現在、環境基本計画の見直しの検討が進められております。その中には生物多様性分野の取りまとめも含まれておりますので、その検討状況について事務局よりご報告をいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

【亀澤生物多様性企画官】 資料5に基づいて説明をさせていただきます。

1枚めくっていただきまして1ページに、平成12年の12月に現行の第二次環境基本計画ができておりますが、その見直しのスケジュールを掲げております。来年の春に閣議決定することを目指して、今、見直しの作業が総合政策部会を中心に進められております。その過程は、このフロー図で言いますと、真ん中右側に飛び出した形になっており、9月から11月にかけて重点分野別の検討が行われました。

もう1枚めくっていただきまして、2ページ、こちらに第三次の環境基本計画の策定に向けた重点分野というのが掲げられており、個別的分野として6つ、それから下に横断的分野として4つありまして、生物多様性は右上の のところに掲げてあります。

3ページにいけますが、多様性分野でこの3ページにあるような検討委員会を設けて検討をいたしました。この合同部会の中村委員、鷲谷委員にも委員になっていただいております。

下にありますように、9月から11月にかけて、ワーキンググループも含めて4回の会合を開催しまして、取りまとめたものを先週25日の金曜日に総合政策部会の方に報告をいたしました。

その報告書について簡単に説明をいたします。1枚めくっていただきまして、1ページからですけれども、この報告書は7ページか8ページですけれども、構成として、1の現状と課題から5番の取組推進に向けた指標まで、これは各分野に共通の構成になっており

ます。

まず、現状と課題では、(1)で生物多様性の意義とその重要性として、人間の生存基盤であることや、有用な価値の源泉であること、豊かな文化の根源であることを改めて書いております。

その上で(2)では、2001年にミレニアム生態系評価というものがスタートをしております。今年、報告書がまとまりつつあるわけですが、これを引用して、この50年間で地球上の生物多様性が大きく失われたこと。種の絶滅に着目すれば、現在の大絶滅期の原因が人間活動にあること。これらによって生態系が提供する食料や木材、気候の安定といった生態系サービスが損なわれており、資源の多くを海外に依存する我が国は、地球規模でのこうした生態系の変化と無縁ではいられないということを書いております。

それから(3)では、我が国の生物多様性の状況として、国家戦略で掲げました3つの危機を基本的にそのまま掲げております。

2ページにまいりまして、その3つの危機を掲げたあとで「また」以下のところで、3つの危機に加えて多様性の意義や価値に対する一般的な理解がまだまだ進んでいないこと。それから、調査データなど基礎的な知見がいまだに十分とは言えないこと。さらに、地域や分野を超えた横断的な取組が必ずしも進展していないといったことが3つの危機をより深刻にしているということをつけ加えております。

それから、2番目の中長期的な目標ですが、これは戦略の策定から3年半であったり、現時点で戦略で掲げた中長期的な目標を変えることにはならないと思いますので、戦略で掲げた目標を基本的にそのまま入れております。

1番目が地域の固有の生態系の保全と、それを通じた国土レベルの多様性の維持・回復、2番目が種レベルでの絶滅の回避や回復、3番目が国土や自然資源の持続的な利用ということでございます。

それから、3番目で基本的な方向性ですが、戦略では施策の基本的な方向として保全の強化と自然再生に新たに着手すべきこと、それに持続可能な利用の3つを掲げましたが、その後、自然再生は着実に取組が始まっておりますので、ここでは保全と再生を1つにまとめ、その強化として(1)に掲げております。

その では、生態系に着目して、保全の強化と自然再生の推進、生態系ネットワークの形成と広域的、横断的視点の必要性を入れました。

3ページで として、種に着目をして絶滅回避に触れ、 で本年6月の外来生物法の施行を踏まえた対策の着実な推進、 として、多様性保全の基礎となるデータの一層の充実の必要性を書いております。

それから、(2)として、持続可能な利用ですが、予防的、順応的な態度が必要なことや、 で資源の多くを輸入に頼る我が国として国際的な視野が必要なこと。そして で農林漁業などの活動や里地里山での生活とのかかわりの中で資源の持続的な利用を図るべき

ことを書いております。

それから、(3)ですが、横断的な取組と対応のスケールということで、これは検討会の中で話が出たのですが、海岸部で藻場の再生に取り組む場合に、上流で肥料をたくさん投入して行われるお茶栽培のようなものをどうするかということも考えるべきだというようなお話がありまして、そういうことを踏まえまして、流域といった広域的な視点や農業と環境など分野を超えた取組の必要性を書いております。

それから、(4)は、これは各分野に共通の項目でございますが、主体ごとの取組として、では国が自らやるということ、それから、では、地方、民間に期待するということを書いた上で、4ページですが、では国、地方、民間が一体となって生物多様性保全に取り組むことが重要ということから、こうした問題意識を共有し、連携しながら取り組むべきことを書いております。

4番目として、重点的取組事項ですが、ここでは8つの柱を掲げております。それぞれで現状と課題を簡単に書いた上で、で取組内容を書いております。戦略では7つの主要テーマを掲げておりますが、その主要テーマを踏まえつつ、それを伸ばす方向で書いたつもりでおります。

ここではそれぞれを中心に簡単にご説明をいたします。1番目は重要地域の保全と生態系ネットワークですが、保護地域制度の活用と奥山から都市、さらには海に至るまでの連続性が確保された生態系ネットワークの形成を掲げております。

それから、2番目として外来生物対策、外来生物法に基づく規制や防除の着実な実施はもちろんですが、ペット問題を含む普及広報の充実のほか、国内由来の動植物の移入対策として、まずは国立公園の特別保護地区など重要な地域で動物を放したり、植物の種をまくなどについて規制を始めるということを書いております。

それから、(3)が野生動植物の保護管理と個体数の回復ですが、種の保存法に基づく規制や保護増殖の取組を進めること。鳥獣保護法に基づく保護管理の策定や、より広域的な取組をさらに推進することなどを書いております。

それから、(4)は自然再生です。これにつきましては、今後とも自然再生推進法の枠組みなどを活用し、自然再生をより積極的に進めることを書いております。

5番目が里地里山でございますが、これまでも規制的な措置よりも活用されることで保全をされてきたということから、都市住民が求めるふれあいの場や環境学習の場としての活用や、6ページでございますが、地域における連携体制、それから、農業分野での直接支払い、あるいは文化的景観としての保全といったさまざまな仕組みを幅広く使いながら、地域における生活ですとか、生産活動の中で保全をしていくべきことを書いております。

それから、6つ目として、海洋の頂立てをいたしました。海は、島国である我が国の生物多様性を支える重要な環境という認識に基づいて項目立てをしてしておりますが、藻場・干潟の保全・再生に取り組むほか、魚類が日本人の食生活を支えていることから、水産資源

の持続可能な利用を進めることなどを入れております。

そうしたご指摘に対する対応状況についてご説明をいたします。

それから、7番目は国際的な取組ですが、生態系ネットワークの形成ですとか、さんご礁、湿地などの国際モニタリング調査に参画するに当たっては、生物の行き来という点でも、特に関係の深い東アジアなどとの関連性も視野に入れていくことや、資源を輸入に頼る我が国として国際的な観点からの生物多様性保全に貢献していくことを書いております。

それから、8つ目の柱としてデータの整備を掲げておりますが、さまざまな主体を超えた情報の相互利用に向けた体制の構築、それから、フィールド調査ですとか、分類などの基礎分野での人材の育成、海外を含めた研究機関、博物館などのネットワークの強化などを通じて情報の共有と公開を進め、自然環境データを充実していくことを書いております。

それから、最後に、5番目として取組推進に向けた指標ですが、これは各分野共通で指標を項目立てすることになっておりまして、このこと自体、環境基本計画では初めての取組でございます。

生物多様性については、極めて複雑な関係のもとに成り立っており、定量的な指標化にはそもそもなじみにくいこと。基礎となるデータも毎年更新できていないなど、限界があることを書いておりますが、その上で、いろいろ課題はあるものの、あえて指標化することで生物多様性保全の取組を進展させる意味もあるのではないかとということで、この際、厳密な因果関係などにはとらわれないこととして、生態系レベルあるいは種レベルで幾つかの手法を用いることにいたしました。

生態系レベルでは、「自然環境保全基礎調査の植生自然度」を使い、対策を示す指標として、農業用水路の落差解消などを行う田園自然環境創造事業の数、それから、河川港湾事業における湿地再生、さらに都市における公的空間としての都市公園や港湾周辺の緑地、河川などの水面の面積、そして国有林における保護林を指標とすることにしました。それから、種のレベルでは、レッドデータブックにおける絶滅危惧種の割合と種の回復のための計画の数、これを指標とすることにしました。さらに自然再生推進法に基づく協議会ができておりますが、それを社会参加というような観点から全体的な指標として用いることといたしました。

生物多様性での指標化は初めての試みでありまして、これらの指標が我が国の生物多様性の状況を現し得るのかというような疑問はあるとしても、まずは使ってみることが大事だと思っております。今後とも検討は深めていきたいと考えておりますが、その際、ここにありますように、生物多様性条約などを国際的な場でも指標検討の動きがありますので、そういう動きも参考にしていきたいと考えております。

駆け足でしたが、私からの説明は以上です。

参考までに次のページに用語集をつけておりますので、こちらも後ほどでもご覧をいただければと思います。

ありがとうございました。

【熊谷部会長】 ありがとうございました。

続きまして、議事の3番目に移ります。一般昨年、昨年の点検意見を踏まえました報告として、生物多様性の普及及び啓発に対する取組と地域における取組についてご報告をいただきます。

初めに、生物多様性の認識を深め、普及啓発する取組を環境省と連携して実施しておられる日本環境ジャーナリストの会よりご報告をいただきます。

環境ジャーナリストの会の理事、佐藤様、よろしく願いをいたします。

【佐藤環境ジャーナリストの会理事】

ご紹介いただきました環境ジャーナリストの会の理事の佐藤年緒です。

生物多様性については、1992年のリオのサミットのころ、ちょうど生物多様性条約がまとまった時期に環境省担当記者でもあり、その条約の制定過程などをウォッチさせていただいた、そういう個人的なつながりはございます。ここの合同部会の委員の皆様には取材などお世話になっている立場で、こういった場所で私の方からご報告申し上げるのも非常に僭越なことではございますが、この一、二年間、環境ジャーナリストの会として環境省と連携しながら、生物多様性という考え方、意義、価値をわかりやすく国民にどう伝えたらいいかということ、悩みながら取り組んできた経緯もございますので、報告させていただきたいと思います。

私どもの会は、1991年にサミットの前に設立された会で、現在、会社組織やメディアの違いを超えて集まっておりまして、約81人の会員がございます。

そういった中で、今回、生物多様性について皆で勉強しようと、研究会の開催を呼びかけまして、22人が参加しました。そのメンバーと環境省の自然環境計画課の方々も交えながら進めてきた取組でございます。

どういう人に話を聞いたらこの多様性について伝えられるかと我々もいろいろ考えて、約50人以上の各分野からの候補者がたくさん並びましたけれども、分野の重複を避け、なおかつ、手の届く方を選びました。例えば宮崎駿さんと呼んで話をきいたらおもしろいのではないかなということもあったのですが、なかなか限られた予算の中で呼べない方もございますし、そういった中で、非常に広範な分野、旧来の生物学とか生態学とかにとどまらず、文化とか芸術とか哲学とか、また、本日欠席されていますけれども、宇宙飛行士の毛利さんであるとか、そういった方々を選びながら、19人の方にお話を伺って、それでその方々の人と自然とのかかわりや生物多様性についてどのように思っているかインタビューをさせていただきました。環境省内で開いた研究会で皆さんのお話を聞いた後、その担当の記者が、その専門家の方が実際に活動している現場を訪ねることによって、その人となりを浮き彫りにさせるような形で紹介をしていく、ないしは生物多様性の価値の真髄に迫っていくというような、そういう試みを行ったわけです。

その結果として、今、資料6-1の2ページ目をみてお話ししているわけですが、幾つかのメディアに紹介することができました。一つは山と溪谷社の月刊誌に6回にわたって6人の方を紹介することができました。それから、「世界週報」という時事通信が出している週刊誌についても11回、11人についてご紹介することができ、その内容については、資料として冊子にまとめてあります。そのほか、インターネットのウェブでも13人について紹介し、また、地球・人間環境フォーラムの雑誌でありますグローバルネットにも紹介することができました。それらを最後にさらに加筆して、また、インタビューした人の、つまり記者やジャーナリストのとらえ方も含めてまとめさせていただいたのが、今、お手元にごさいます単行本で「つながるいのち」というものでございます。これは昨日、ようやくできて、この審議会に間に合わすために緊急に持ってきていただいたものです。

ということで、何とかこういう形にして伝えつつあります。これからもこういった本を通じて、ぜひ、多くの人に読んでいただきたいと思います。これまで過程で、私たちジャーナリストが何を学んだかという点も、とっても多くあると思います。もともと環境に強いはずのジャーナリストではあったのですが、やはり生物多様性という言葉そのものが、どうもやっぱりしっくりなじんでいないというところもございますし、「自然」という表現と「生物多様性」という表現とどう違うのかというのは、なかなかやはり記者一人一人整理できていなかった面もあったのですが、こういったさまざまなインタビューを通して、その辺が少し整理できたのではないかなと思っております。

箇条書きのような形で少し私自身の感想も含めて、何が浮き彫りになったのか、何が大事だったのかということについてポイントを挙げさせていただきますと、従来、生物多様性というと、どうしても種の多様性というか、種がたくさんあるという、そういうところにどうも言葉のイメージを持ちがちでした。また絶滅種の問題だとか、移入種の問題だとか、そういったことにスポットが当たるのですが、やはり生態系の多様性とか、種と種との関係の問題とか、それから、さらに人間と生物との関係とか、そういった「つながる」というか、命と命がどうつながっているか、生命と生命がどういうふうに関係を持っているかということが、やっぱり大事なんだということが、皆にもわかったのではないかなというふうに思います。そういう意味で、この本のタイトルも「つながるいのち」ということでまとめたわけです。

これまで環境を守るという、そういう立場で環境ジャーナリストも多く書き、関心を持っていたわけですが、特にわかりやすかったのは、むしろ、逆に、環境を利用している人間、使っている人間、そういった視点をもっとクローズアップしないと、この多様性ということがよくわからないなということが少し見えたと思うのです。

特に食べるということですね。食べるということを、どういうところに我々が依存しているかをはっきりと言った方が多様性の問題は理解しやすいと感じました。それはレス

ターブラウンさんの話が参考になりました。それから、やはりお米が非常に食べやすくおいしい「あきたこまち」だとか「ひとめぼれ」だとか、そういった好まれる品種ばかりが、今、日本の農業の稲の品種として広がっているけれども、そういう品種の単一化によって、非常に弱く、冷害に弱い日本の農業とか、そういったことが起きているという話を伺った佐藤洋一郎さんの話とか、基本的に、全体的に、そういった人間が食べるという問題を考えていく中で、いかに人間が生命に、生態系に依存しているか、それから、また大型動物との確執があるか、クマとかシカとかイノシシとか、そういったところとの共存の関係が、今、非常に崩れている問題だとか、そういうことが非常に見えた。また、過去、世界の歴史、地球の歴史においても、そういった大型動物の絶滅の歴史、マンモスとか恐竜の絶滅の歴史も、ある意味ではそういったことを象徴しているということによくわかったということです。

それから、一方で、遺伝子的な分析というか、DNAの解析の科学が進むことによって、我々がいかに原始生物からつながりを持っていたかというつながり、過去の歴史とのつながりというの、よく見えてきたということですね。

それから、山村の生活とか、アイヌの方々の生活を聞く中で、やはり命と共存しながら、命を得て生きているという、そういう生活とか文化とか、そういうものをやはりもう一度確認することができたのではないかなと思います。

また、森の中で音を録音して、森の音楽を都会人に紹介している、環境音楽家の小久保さんのお話などを聞くことによって、やはり生命力、エネルギーにあふれている森という、そういうものを疲れた都会人に伝えるということが、いかに現代に大事なのか、そういう芸術や文化の活動を通して、やはり自然と切り離せない、そういうものがあるのだということ、これを特に理解した次第です。それもやはり熱帯雨林の中で音楽を録音していると、疲れも全く感じない、そういう何か森の中には気が満ちている、そういったものもあるといったところに一つのおもしろさを感じました。

そのほか、小さいころは昆虫をとって、たくさんの昆虫を殺しまくったという児童文学家の那須さんの幼いころのお話を聞く中で、やはり殺すことによって命に対しての後ろめたさとか、ないしは命の尊さにつながるような思いが出てきたとか、そういうお話も非常に参考になりました。

そのほか、ヨーロッパと日本との、欧米と日本との環境、自然に対する考え方の違いというものも幾つか浮き彫りにはなってきました。やはり日本の生物多様性という言葉は、どうしても科学的な用語であって、分類学や遺伝学とか生態学のそういう科学の用語として定義されているけれども、そういった中では人間の存在というのがなかなか出てきていないということもあって、それらを統括した表現として何かかわる言葉がないか、いろいろ大和言葉を探したりした経緯もありました。なかなかぴったりとしたものはなかったんですが、しかし万物一体というような考え方については、日本古来にもあったし、またヨ

ーロッパ、ギリシャの時代にもそういったものがあったというお話とか、それから、これは仏教用語にはなりませんけれども、山川草木悉皆成仏というんですか、そういったような言葉の中にそれに近いニュアンスがあるのではないとか、多様性という科学的なワード、用語を超える人間という関係がもう少し、人間も一緒になっているということを感じさせるような用語探しなどについても、少し考え方が浮き彫りになってきたところもございます。

あと、やはり、宇宙飛行士の毛利さんにお話聞く中で、宇宙的な視野から見て、地球がどういう形で形成して、将来後何十億年後は地球はどうなるのか。そのときに水というのが地球の中にあるのかどうか。そういった人類が今後何万年、何十万年のオーダーでどうしたらいいのかという非常に時系列の長い中で、命というのをどういうふうにつなげていくのかといった視点でのお話など、我々の地球全体の命を全体的に客観的に見る機会を得たと感じました。

以上の点が浮き彫りになってきたことです。これから生物多様性を国民に理解してもらおうときに、何が課題なのかという点で、ここの審議会での議論に沿って改めて考えてみますと、生物多様性という言葉単なる科学的な用語とせず、やはり人間との関係というものをより明確にしていくことが大事であり、そういった中で食べるもの、食べ物をどうやって得ているかということを確認にすることがわかりやすい一つのアプローチではないかという気がしたということです。

それから、自然を守るということは大事であるし、旧来そういう形での生物多様性の保全ということで我々は言っていますけれども、どうしてもやはり保全の裏返しである利用ということの方にむしろスポットを当てることによって、いかに生物多様性に我々が依存しているか、それから、恩恵を受けているかという視点が浮かび上がってくるのではないかと思います。

それから、科学的に物を見ていくということは、とって生物多様性にとって大事はあるし、それで初めてわかることが非常にあるのですが、今回いろいろな方にお聞きして、一級の科学者が、すばらしい方が口をそろえておっしゃっていたのが、「科学で見えていることはそんなにないのだ」、「わかっていることは少ないのだ」ということです。「種もたくさん数え切っていないわけで、科学者が傲慢になってはいけない、わからないことが多いのだ」ということを強調された方が何人もいました。そういった視点というのは、生物多様性を科学的に説明する以外、つまり価値観みたいなものを導入する上では大事ではないかと思います。

例えば、それは旧来言われていた生命倫理とか、生命に対する感謝の念とか、畏敬の念とか、そういったような表現、ないしは宗教的な心とか、そういったことに置きかわるのかもしれませんが、やはりそれがないと、どうしても生物多様性の大切さは伝わらない。自然が好きだとは言っても、生物多様性が好きだというような言葉は出て

こないですと環境倫理の加藤先生がおっしゃっていましたが、そのように何か生物多様性という科学用語だけではとらえられないものをやはりちゃんと押さえないといけないのではないか感じました。

繰り返しますが、やはり生き物と人間とのつながりをよく見えるようにすることが大事である。それは時系列的な過去から未来に対する理解と同時に、視野としても地球とか宇宙的な視野でも伝えるということ、それから、日本の場合は特に食べ物とか水とか資源、そういうものも全部海外に依存しておりますので、そういった世界的につながっている、依存している関係、それをもう少しわかりやすく伝える方法はないかということです。

例えば、水の場合、バーチャルウォーターということで、日本人がいかに海外の水資源に依存しているかを知る見方がありますが、そういったものを例えばバーチャルプロテインとか、たんぱく質においてもやってみるとか。それから、日本人はどれだけの命を殺しているか、一人当たりの数ですね。牛では何頭、その牛はどのぐらいの草に依存しているとか、そういう生命系を数で数えて、一人当たりの消費量とか、殺生量というのですか、そういうものに換算してみるとか、何かそういうわかりやすく伝える方法がないかとか、そういうことも感じました。

それから、地域において植物園とか博物館がいろいろ活躍して、地域の固有の生態系について伝えている役割が非常にクローズアップされてきましたので、その地域の文化を育むことをきちっと視点に置き、地域の固有の生態系を伝える社会教育的な拠点の整備が大事なのではないかなと思います。関係する行政は、やはり環境省だけでない、むしろ物を利用するという意味では農林水産省とか林野庁とか、そういった違う省、ないしは国際的に言うと貿易をしているという、経済産業省があるわけです。それから、何よりも大事なのは文部科学省で、やはり教育の中にこういった視点を大いに取り入れていくということを目指していったらいいのではないかなと思いました。

最後に、結局科学的な用語で重要性を羅列的な形で説明しても、なかなかわかってもらえないという面があって、我々記者自身もそういった文章を読んでも理解できないのですが、やはり一人一人の専門家の方の生き方とか、考え方、また、活動している現場の姿、そういうものに接して、その人物をよく理解することによって、その方がどういう思いでこの生物多様性を考えているかということがよくわかったという経緯がございます。そういう一人の人間の全体を伝えるということが生物多様性の理解にもつながるというふうに思いました。

この合同部会のメンバーの一人一人の方がそういったものをお持ちでありましょうし、今回は残念ながら、この17人の方しか紹介はできなかったのですが、そういう多様性にかかわっている方々の一人の生き方というか、そういったものを大事にしながら、引き続きメディアが伝えていくということが大事ではないかというふうに思っております。科学者の中でも里地を保全しようという運動をされているような方も何人かいらっしゃいます

し、やはりそういった実践活動というか、そういったこととのつながりの中で伝えていくことができればいいのではないかなと思いました。

以上、どうもありがとうございました。

【熊谷部会長】 佐藤様、どうもありがとうございました。

次に、地域における取組の報告として、川をフィールドとして活動されているNPO全国ネットワーク組織であるNPO法人全国水環境交流会より、フィールドを異にする「森・里・川・海」の全国ネットワーク組織の連携交流の取組やネットワーク組織の役割や取組などについてご報告をお願いしたいと思います。

NPO法人全国水環境交流会代表理事、山道様、よろしくお願ひいたします。

【山道NPO法人全国水環境交流会代表理事】 ご紹介いただきました全国の川のことをやっておりますが、名前は山道でございます。よろしくお願ひします。

お手元の資料でございますが、6 2というものがありますが、それに従いまして、私は全国水環境交流会でありますけれども、今日は森、それから里地、それから海、海浜、そこら辺をフィールドにした全国ネットワークの方々と、今、分野を越えて交流を始めておりますので、そこら辺の活動をご紹介したいというふうに思っております。

先般、皆様のお手元に「森・里・川・海をつなぐ自然再生、全国13の事例が語るもの」というものをお示しをしておりますかと思いますが、これは今年の7月に取材をして、事例をまとめたものであります。自然再生推進法の啓発を目的といたしまして、既に先行的に行われています自然再生と言えるかどうかは別にしましても、それらしきものも含めてご紹介をするということで、全国のNPO・NGOネットワークの特に若手を中心にして取材を行いまして、それをまとめたものとして出版をしたものであります。

その制作過程の中で、ここの資料の1ページに示しておりますけれども、1のNGO・NPOネットワーク「森・里・川・海」の目的と活動の中の(1)の でございますけれども、NPO法人の森づくりフォーラム、それから里地ネットワーク、それからNPO全国水環境交流会、NPOの海づくりフォーラムの4団体を母体として構成しておりますけれども、ここでいろいろ取材をしていく中で、本をつくる過程の中で、入り口はそれぞれ分野は違うけれども、結局目的としていることは同じだということで、少し情報も含めて、あるいは技術交流も含めて、人的交流も含めて、少し交流を始めましょうということで、今、勉強会をやったり、あるいはそれぞれの分野のシンポジウムに参加をしたりというようなことで交流を始めております。

このネットワークの目的でありますけれども、1の(2)に示してありますけれども、

自然再生を水系、流域の単位というか概念で考えてみようということであります。これは例えば私も、河川、湖沼と水辺をフィールドとして活動しておりますけれども、結局水系をたどっていくと流域の概念まで、あるいは水系の概念までいかないと、特に自然環境を対象にした場合に、地先のことだけではもう済まないということは、もうとうの昔に

気づいております。こちら辺は、森の人たち、あるいは海の人たちにしましても同じであります、やはり水系とか流域単位で考えていかないと、自然再生等はうまくいかないというようなあたりを共有していこうということの考えであります。

再生の手法、技術、人材の交流によるスキルアップを図るということでもあります。これは今まで私どもはそれぞれの団体、このネットワークに関連している団体は、恐らく万を超える地域の活動団体になろうかと思えますけれども、それぞれのテーマとか、あるいは興味の対象によって活動をやってきたわけであります。ホテルとかトンボとかですね。ところが、それは自然観察を主にしていたわけですが、今度はそれをやはり再生をしていこう、地域の中に復活をしていこう、復元をしていこうというレベルになったときに、私どもは、かつて地域が地域管理をやるときに手にしていた技術とか発想だとか感性というものを非常に失っているということに気づきまして、要するに、いわゆる民間技術というものを、お互い森の技術、川の技術、それから里の技術、さまざまあるかと思えますけれども、これをちょっと共有し合おうやということになりまして、こちら辺の勉強会を、今、始めているわけであります。

3つ目でありますけれども、国、自治体、関係機関との協働による環境管理を促進するということではありますが、これは特に私どもの河川の分野におきましては、既に市民、住民参加型の川づくりとか、河川環境の保全とかというのは、もうこの十数年ずっとやってきているわけであります。そういう意味からして、これはいわゆるボランティアとしてのお手伝い的なレベルではなくして、一緒になってやっていくという発想は、既にもう持ちつつある。これは施策の中にも既に出てきておりまして、こちら辺がこれから単純に行政の支援によって活動するというのではなくして、パートナーとしてそれぞれ持ち味を生かした形で参加をする。いわば補助事業的な意味合いではなくして、新たな公共事業みたいな位置づけで、パートナーシップ型事業というものを進めていこうということの発想であります。

それに加えまして、それぞれ行政が果たすことができなかつた境界領域を、例えば水系を通して越えていく。これは制度の面も含めてでございます。こういうあたりがNPOの役割として非常に大きな意味を持つのではなかろうかということの意味合いも含めてであります。

それから、管理技術を共有し、市民、住民による流域管理への参加を促進するということではありますが、これはテーマ持って、興味を持っている人たちだけではなくして、現在、次の世代も含めてでありますけれども、そういう意識を、あるいは参加の技術を継承する、あるいは啓発をしていくということの役割もあわせて持とうということでもあります。

5番目、全国ネットワークによる調査研究、情報収集を行うということでもあります。これは専門的な技術、あるいは学術的な情報ということだけではなくして、市民の目線で見ただデータのストック、研究、情報収集というのはあるだろうということで、こちら辺を目

指して、いわゆる市民環境科学みたいなものをそれぞれの分野で確立をしていこうと、こういう科学的な視点、行動というか、そういうことをあわせて持とうということの意味合いであります。

ということで、今現在、以下の活動例を幾つか紹介しておりますが、3ページのところに参考資料ということで、私がフィールドとしています東京、神奈川、山梨を流れます多摩川及びその流域の活動の事例ということで少しご紹介をしたいというふうに思っています。

この多摩川流域リバーミュージアム・センターの役割というフレームがございませけれども、これはまさしく多摩川は、この数十年市民活動が非常に充実をしてきておりまして、市民による科学的なデータのストックも相当あるわけでありませけれども、それを生かした河川、あるいは流域の管理のあり方、環境管理のあり方みたいなものにまだなかなかいれないというようなこともありまして、このリバーミュージアムは、市民の視点で、発想でのネーミングであるわけでありませけれども、実は河川環境管理あるいは河川整備計画等にこの発想を持ち込もうということで、今、官民のパートナーシップ型でこの事業を進めているわけでありませ。

ここに示してありますのは、環境情報を市民のネットワーク、マンパワーによって集めようということと、それを生かした河川整備、あるいは河川環境整備に生かしていこうということでありませ。それに加えて、流域の自然資源、文化資源というものを収集し、それを発信していこうということをあわせて持つ仕組みでございませ。

これはさらに追加をいたしますと、最近の議論の中で出てきたのは、自然環境だけではなくして、福祉とか地域防災とか、あるいは環境体験とか環境学習とか、そういった総合的な役割を持つものということで位置づけようということで、今、パートナーシップ型の事業を進めているものでありませ。

以下、次の資料でありませけれども、ここら辺は先ほど申し上げました多摩川の河川環境のモニタリングを市民でやっしていこうということの動向を今示しております。

5ページ目の資料、それから6ページ、7ページあわせてご紹介しませけれども、実際この部会の中にも議論あるうかと思ひませ。外来種の中で河川敷の中に相当外来種の植物等が生えてきております、アレチウリ等ですね。そこら辺が市民の中で非常に悩みの種になっておりますけれども、そういうものに対して、やっぱり科学的な視点をもってモニタリングをやっしていこうということで、これは河川管理者の興味とも合ひまして、河川管理者が持つ空中写真、これと地図を補正をして、そこら辺を活用しながら、市民のマンパワーでグランツーリストをやりながら、植物のモニタリングあるいはその他の生物層のモニタリングをやっしていこうと、こういう仕組みでございませ。これは一部特定の外来種をもとにしませして、今、流域の中でコウザラ等をつくって、今、作業をしているところでありませ。調査をやっているところでありませ。

8 ページ目でありますけれども、これは一つ九州のネットワークの人たちの活動でございます。ここでは環境学習を中心に活動しておりますけれども、リバーツーリズムとか、それから、川の大学とか、子供たちに対する学習のメニューづくりとか、防災のためのハザードマップづくりとか、これを九州の全域で流域ネットワークを作りまして、NPO が九州流域連携会議というものを構成しましてやっている作業でございます。このメニューを見ていただいてもわかりますように、相当専門的な、科学的な活動をしているということがおわかりいただけるかというふうに思います。

以下、9 ページ以降につきましての写真でございますけれども、9 ページの写真は、これは体験学習ということで、島根県の高津川でやった全国水ガキ養成交流プロジェクトでありまして、相当危険な思いも含めて体験学習をやっていくということの絵でございます。下の方は千歳川かわ塾ということで、これはひきこもりとか、ハンディを持った子供たちを中心にして体験学習をやっているところでございます。これはリーダー養成もあわせてやっているような事例でございます。

次の10 ページが、これは自然再生事例でございますけれども、アザメの瀬ということで、九州佐賀の松浦川のところで自然再生事業をやっているところの写真でございます。シードバンクの池ということで、地中に眠っていたかつての植物の種子を掘り出しまして、それを復元していこうという、その実験池の写真でございます。これは自然再生事例の中に入っております。下がトンボの公園、これはトンボ自然公園ということで、これもやはりNPO・NGO が推進をしまして、地域の自然池として担保をした事例であります。

次の14 ページでありますけれども、これは左の方はホタル池の再生事業、それから、右の方であります、これは北海道のNPO 法人が開発をしまして紙根ツコンということで、簡易植生保護でございます。北大の東先生とNPO で一緒に開発をして、今、普及をしているものであります。

それから、次のページは、やはり、一番最後でありますけれども、右の方にありますのは、これは島根の宍道湖の水辺にヨシ原を再生しようということで、モウソウチクを使った竹ポットをNPO が開発をして、今これは特許をとっておりますけれども、こういうものを施工していこうということの図面であります。下の方は森林の管理とともに、森の学校を開設をしているNPO のフィールドの写真でございます。

ということでありまして、ここにありますのは、特にNPO が今、技術もそうでございますけれども、商品として環境回復型の特許を、商品をつくって、これを要するに運営活動のための資金にしていこうという動きが各地で、今、出ております。

というようなことでありまして、先ほど来、申し上げておりますけれども、私どもは、もう単にボランティアの領域を越えて、地域環境管理に自らもう参加をしていくということでありまして、そのために市民活動の中で科学的な情報をきちんとストックをしていこう、発信をしていこうというスタンスを持っているということでもあります。

それで、あわせて、そういった情報をもとに官民のパートナーシップ型の地域管理、環境管理をやっていくという事業の試みも既に行っているということと、あわせて、将来的には新たな公共事業ということを創設をして、その中に参加をしていくということであり、これはこの部会の報告の中にもありましたけれども、若者の参加ということ、継続性ということをあわせて考えてみますと、これはやはりきちんと職業にできるような役割を持つということが、非常に私どもにとって、今、関心事になっているところであります。

というようなことであります。概略、私どもの活動についてご紹介をいたしました。

【熊谷部会長】 山道様、ありがとうございました。

以上で報告事項はすべて終了いたしました。残りの時間を使って質疑及び審議を行いたいと思います。約45分ほどございますが、事務局の方で審議の進め方の参考として、資料7のように意見の項目を作成いたしました。これを念頭に入れて進めさせていただいてよろしいでしょうか。資料7、4つの項目に分けてございます。よろしいでしょうか。

それでは、特にご意見もないように思いますので、この資料7に沿って、1、これまでの点検の指摘事項に対する取組について、2、地方公共団体、企業、市民、団体等多様な主体の取組の推進について、3、新・生物多様性国家戦略の施策のうち今後取り組むべきものについて、そして最後に、次期・生物多様性国家戦略の策定に向けてと、こういう一応順番を立てておりますが、よろしければ、まず1と2について質疑をしていただきたいと思いますので、大変恐縮でございますが、大勢委員の方がいらっしゃいますので、ご発言のおありの方は、また、例によってネームプレートをお立ていただければと存じますので、よろしく願いいたします。

いかがでしょうか。それでは大澤委員、お願いいたしたいと思います。

【大澤委員】 とりあえず前回の議事要旨のところ、点検方法についてという前回の議論の内容をまとめていただいているのですが、これだと例えば施策の取組み状況とか進捗度合いを表示する方法を工夫するとか、数値化するとか、そういうような対応の仕方をされていると思うのですが、例えば、私が言った内容に関して言いますと、本日、お配りいただいた資料の5というのがありますよね。これは直接ここでの内容にかかわってくると思うのですが、その2ページ目に、例えば2ページ目の真ん中のところに、現状の認識として、また、生物多様性の意義・価値に対する理解が進んでいないこと、それから、基礎的な知見が十分でないこと、分野横断的な取組がなお十分に進展していないこと、その3つが初めに述べた3つの危機の状況を深刻なものとしていますというふうに記述されているわけですね。それで、それに対する取組というのは、恐らく中長期的な目標というところに記載されるべきだと思うのですが、そこで書いてある内容というのは、今の3つのことをどうやって解決していくかということには、少なくともなっていないわけですね。私が言った意味は、そういう危機を認識しているのであったら、そのためには、では、どう

いう手法をとるのかという、その取組をぜひ進めてほしいと。だから、それを直接すぐに解決できないのであれば、もちろん目標という書き方でもいいのですが、この目標は、何か最初に述べた3つの危機の状況が、どうなればいいんだというような書き方であって、それに対して環境省なり他省庁の関連分野がどういうふうに取り組むのかという書き方になっていないという意味です。

それで、本日の初めの方のご説明では、他省庁との連携というのがいろいろな形で進みつつあるような印象を受けて心強い気はしたのですが、具体的にそれをどうやって進めるのかですね。それぞれの省庁がやはり環境のことを大事だと、あるいは生物多様性が大事だということを認識するのは当然なことですが、それを例えば環境省が主導的に対応して、リードして、それぞれには専門家がより少ないわけですから、どういうふうにやっていったらいいかというインスティテューションとか、機構とか、そういうものをどうやって作っていくのかという、その辺が私は鍵だろうと思うんですね。それで、具体的に何か成果が上がるとすれば、それがいい限り、やっぱり大事だという認識を示したというだけで終わってしまうというところで、それは行政としては、やっぱり片手落ちではないかというふうに思うのです。

例えば地方自治体なんかでも、最近は森林環境部というような構成になって、森林部と環境部というのは別々には考えないみたいな体制になりつつありますし、そういうことも地方の方が先導しているような感じもしますし、考えながら、どういう体制を作っていたらいいのかということですね。

それから、あるいは手持ちの内容としては、生物多様性センターなんかはもうちょっと具体的に施策のレベルで貢献できるためには、例えば、今の行政官だけがいるような構造ではなくて、国立環境研究所と連携して研究者もおれるようにするとか、そういうことも恐らく必要だろう。

それから、もう一つ、グローバルな視点の重要性ということも最初の説明でいただいて、それも非常に心強い気はするんですが、前回ちょっと申し上げたユネスコのリストについて環境省でお調べいただいて、私の方にその後、連絡いただいて、そのユネスコに出した方のもとの資料というのは非常に完全なものでしたので、むしろ向こうの対応がまずいのであると思うので、それは我々の方でもIUCNの方でも対応しながら、きちっとさせていくつもりであります。

いろいろ対応していただいてありがたい部分と、お礼を申し上げる部分と、そういう意味でちょっと対応の仕方が私の意図したところと外れているということをご指摘したいと思いますけれども。

以上です。

【熊谷部会長】 それでは、今の件について、事務局から。

【亀澤生物多様性企画官】 資料5でご説明したものは環境基本計画の見直しにかかわる

多様性分野の話でございまして、これは現行の国家戦略をベースとして書いております。そういう意味で若干戦略が動き出してから3年半ほどたっておりますから、その間のいろいろな施策の進展状況とかありますので、そのような意味で書き加えた部分があります。先ほどご指摘があった2ページの3つの危機の下に書いた3つのことです。十分進んでいないことについては、戦略が動き出してから、さらに明らかになったこととして書き加えたわけですが、この報告書の中では、そういうことを踏まえて基本的な方向性、2ページの下の方の基本的方向性の中で、保全・再生の強化の項でも、流域とか、あるいは分野を超えた連携が必要であることとか、あるいは基本的方向性の中で(3)として1つ建てて、横断的な取組とか、あるいは対応のスケールを広げるということとか、少しは書き込んだつもりでありますが、引き続きここに掲げたことを踏まえて、多様性の普及・広報も含めて推進をしていきたいと考えております。戦略の見直し自体は今後また時間をかけて議論をしていきたいと思っておりますので、この報告書自体は、今の戦略の枠組みの中で伸ばせるものを伸ばして書いたということでございます。

それから、各省連携のあり方について、枠組みも含めて考えるべきというお話がありましたけれども、組織を超えて連携をするというのは、なかなか難しい部分もありますけれども、国家戦略を策定して、その中でそれは各省を超えた課題として書き込んで、実際に自然環境のデータを重ね合わせにしても、それから里地里山の取組にしても、実際に戦略に書き込んだことで各省連携をする動きが少しずつ出てきておりますので、さらにそういう方向を伸ばしていきたいと考えております。

【熊谷部会長】 よろしいでしょうか。

ありがとうございました。それでは、嘉田委員、どうぞ、お願いいたしたいと思えます。

【嘉田委員】 私は、子供、若者たちと日常さまざまな活動をしている中から今回のテーマの中で、若者たちに、あるいは子供たちにどのようにこの深層性を伝えるということで、具体的にどこに書き込むということではないんですが、少し意見を言わせていただきます。

ただいま佐藤さん、山道さんが紹介してくださいましたように、マスコミ、ジャーナリズム、あるいはNPOの方たちの官と民の間にある活動が大変活発になっているわけですが、子供や若者たちとのつながりを考えていくと、一つは余り教育を全面に押さない、あるいは教育し過ぎないということが大事ではないかと思っております。と申しますのは、子供たちというのは、子供たち自身が物事を発見し創造する力がありますので、既存の大人の概念を押し込めていくと、そもそも内発的な楽しみがなくなります。

私たちが幾つか失敗があるのですけれども、例えば博物館などでも最初から魚の名前を教え込もうとすると、それで学校のお勉強になってしまいます。それに対して、例えば川に行くと、「この魚、よく見てみようね、あなただったらどういう名前をつける」と呼びかけると、子供は自分で観察をしながら、名前を自らつくり出すというようなところで入

っていきます。

大変小さい事例のように思えるかもしれないのですが、民俗学の柳田国男は、子供は名づけの創造主というような言い方をしているのですけれども、子供たちが本来持っている生き物の営みへの驚きであるとか、興味というものを余り環境教育というところで入れ込んでいかない方がいいというようなことを、精神論なんです、ひとつ申し上げたいのです。

そのときに大事なのが、ある意味でNPOなりの中間にいる若者たちがともに活動できるような……。その若者たちを見ておきますと、自分に自信がないと、どうしても管理型になってしまうのですけれども、それをいわば子供とともに遊ぶ、遊ぶ舞台を作るところ、プロというような覚悟をもって来る若者たちを少し自由に舞台を作ることができる。ですから、先ほど山道さんが言うておりましたように、ある部分、今、とっても農林水産業、あるいは第一次産業から自然とのつながりを求める若者は多いです。大学でも大変多いです。ただし、どうしても頭から入ってしまうので、それを体を使って、しかも、それをプロとして、次の世代をつないでいけるような、そのあたりのいわば飯が食える部分を、ぜひとも何らかの形で作っていただきたいと。大変若者たちの職業の分野も限られているんですけれども、そのあたりをひとつお願いをしたいと思います。

以上です。

【熊谷部会長】 ありがとうございます。ご質問、あるいは、というよりもご意見として承っておきたいと思いますので、関連して何か山道様、あるいは佐藤様、ご意見ございましたら。よろしいでしょうか。よろしいですか。

それでは、磯崎委員、お願いしたいと思います。

【磯崎委員】 最初の方の説明で実施状況の対応策の一つとして環境影響評価による対応が報告されましたし、それから、この点検結果の報告書と、それから環境基本計画の案の中でも説明されたのですが、その関連で公共事業の再評価プロセスも同じような形で貢献をしてきていると思いますので、ただ、それぞれの自治体でかなりの程度、ありふれた種にまで幅を広げて、実際に再評価の基準として動かしている自治体も片方ではあるのですが、もう一方では、法令上の希少種などの保護対象種に挙がっているものがあるかないかだけ、あるいは、そこはかなり重点を置いて評価をしているようなところも見られますので、片方で前者のような比較的評価ができるところについては、これまでの経緯または対策として取り上げていいと思いますし、それから、できれば進んでいる基準とかの方に全国的に合わせていけるような対策をとれたらいいと思いますので、そのあたり、各地方自治体でどのような基準が実際に採用されているかという情報を集めることと、その情報整理もあわせてやっていただきたいと思っております。

【熊谷部会長】 ありがとうございます。

何かよろしいですか。では、事務局から。

【亀澤生物多様性企画官】 アセスもアセス法の施行以後、大分実績を積み重ねておりまして、先ほど国交省からもお話がありましたように、それらを整理する必要があるというお話がありました。

それから、公共事業の再評価についても、各地で口いろいろな取組が行われていると思います。各省の取組とか、地方での取組とか、そういうものを情報収集した上で整理をするという作業もしていきたいと思います。

【熊谷部会長】 よろしいでしょうか。

それでは、小塚委員、お願いしたいと思います。

【小塚委員】 小塚です。私は、本日、いろいろご報告あるいは考え方をお聞かせいただきましたけれども、その中で資料5のことに具体的にになりますものなんですけれども、最初に発言された方にやや共通するかと思いますけれども、生物多様性の国家戦略というのが、環境基本計画の中でどういうふうに位置づけられて、縦横の関係もありましようけれども、それが現状の評価がどうであって、さらに一歩二歩進めるという観点に立てば、基本計画の中でかなりはっきりしなければ、余計な発言になるかわかりませんが、これは財源財政問題とかほかにもかかわってきますから、そういう観点で私はこの資料を非常に関心を持って聞いたり、読ませてもらいました。

そういう点で例えば6ページの上段のところに「中山間地域等における直接支払制度のような経済的な奨励措置」という文言がございますけれども、この前後を読みますと、こういうものがありますよと、こういうのを活用していこうというので述べられ、そのところで述べられているような気がするわけです。だとすれば、多少細かいことを申し上げて恐縮ですけれども、今ある奨励措置というのは、例えばこの課題に関連をしていえば、どういうことを念頭に置かれているのか、奨励措置の具体的な内容ですね。どのような環境行政のために非常に有効で大事で、大いに奨励していこうということなのか。

私の考えは、このような整理だけでなく、もっともっと、例えば中山間地域等における云々ということについては、拡充をしなければならぬのではないかと。そういう視点の、観点での検討条件ではないような報告ですから、これは意見になるかもしれませんが、質問としてお聞きをさせていただきたいと思います。

それから、7ページ、8ページに関連して言えば、取組推進に向けた指標ですけれども、例えば国有林における保護林というところがございます。これは別途資料にもあるのですが、平成14年4月1日現在では821カ所、55万ヘクタールと、こういうことになっていますね。これが平成17年度に入りますと、840カ所で66ヘクタールですので、19カ所は増やしたのですけれども、試行的ということでもありましようけれども、国有林の実態として、いろいろ努力してここまで来たという説明もできようかと思えますけれども、環境省としては、こういう言い方が適切かどうかご勘弁願いたいのですけれども、こういう指標の増加であることは間違いないのですけれども、しっかりやっ

という立場に立った場合に、この程度でいいのかどうか。それはかなり厳しいといいますが、何と申しますか、あるべき方向に沿った目標を持って考えていかないと、それぞれ現状の整理ということに終わってしまうのではないかと、こういう危惧もしますので、これも私の気持ちも入りましたけれども、説明できる内容があればお聞かせをいただきたいと思っております。

以上です。

【熊谷部会長】 今のはご質問ですので、いかがでしょうか。答えられる範囲でお答えいただきたいと思っております。

【亀澤生物多様性企画官】 資料の5の環境基本計画の見直しに係る6ページの中山間地域における直接支払制度のような経済的奨励措置、これは例示として書いているだけですけれども、内容としては、いわゆる環境支払いという形で報道もされておりますけれども、生態系、生物多様性の保全に寄与するものとしては、用水路の保全ですとか、あるいはあぜの保全とか、そういうものにいろいろ労力などがかかるので、そういう部分に対して経済的な補填をしましょうといったことで、農林水産省さんの方で具体的な検討が今、進められているところであります。

それから、ここは例示だけですので、資料5の一番最後の1枚紙に基本計画全体の目次をつけておりますけれども、私が先ほど説明したのは、第1章の重点分野ごとの環境政策の展開で、その第6が多様性保全のための取組ですが、1枚めくっていただいて最後のページの第2章のところまで環境保全施策の体系というのがありまして、ここでさらに詳しくいろんな分野の取り組みを具体的に書くことになっておりますので、そこでもう少し詳しく書けるのかと思っております。その辺の作業はこれからでございます。

それから、指標に関しまして、保護林について、増やしてもらっているわけですが、多様性保全という観点からは生態系ネットワークを形成するという意味でも、さらに増えることを期待しております。しかし、具体的にどれぐらいあればいいのかというような目標に関しては、保護林に限らず指標全体、多様性分野の指標全体に言えることですが、因果関係とか、なかなか難しい部分もありますので、現時点で目標というのを定めるところまではなかなかいかないと思っておりますし、指標自体、まずは試行的にやってみるといようなことだと思っております。

【熊谷部会長】 よろしいでしょうか。それでは、大分ご発言の委員の方、たくさん出てまいりましたので、このあたりで、3、4の新・生物多様性国家戦略の施策のうち、今後取り組むべきものとか、あるいは次期・生物多様性国家戦略の作成に向けてまで含めてご意見、ご発言をいただきたいと思っております。残り20分少々になってまいりましたので、ご発言を中心にいただきたいので、私で今、把握している順番でご発言をいただいて、まとめて後ほどご回答をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくご協力をお願いしたいと思います。

それでは、速水委員、山岸委員、森本委員、市田委員、大澤委員、白幡委員の一応順で、それから次に、渡辺委員と順番に、前後あるかもしれませんが、その順でとりあえず、まず速水委員からご発言をお願いしたいと思います。

【速水委員】 ありがとうございます。なるべく短くします。

ちょっと最近、三位一体の流れで地方での主体的な取組、特に環境施策に対する主体的な取組というのが重要視されてきたと思うんですね。かなり、そういう大きな意味での議論というのもあったと思うのですけれども、そのときに、例えば、私、森林関係のいろいろな問題で、最近、各県等が環境税、森林環境税みたいなものも、県独自のそういうものも含めて森林への新しい取組みみたいなことで計画を立てるときに、いろいろご相談を受けたりするのですが、そのときに、例えば県独自になってきますと、例えば森林だけにしますと、その県の森林のというふうな形で、結構囲い込んだような形の発想が次第次第に強くなってきているような気がするのです。

ここで、例えば資料5の先ほどの多様性保全のための取組のご報告を受けたところの3ページの、すみません、この中身の方の3ページですね、資料5の方の。その(2)の持続的な利用のところのところに、食料だとか木材資源の輸入によって各国に対する国際的な自然環境だとか、資源の持続性の利用の実現に努力する必要があるというふうに書いてあるのですけれども、そういうふうなグローバルな視点が県レベルの森林施策とか環境施策の場合、抜けていることが多いですね。結構しっかり立てた県でも、ころっとそれが抜けているわけです。特に私の場合、森林なので、日本の森林の木材利用の場合、80%以上が輸入材だというふうなところもあって、そこと国産の木材とのバランスみたいな話というのは、海外から見ると、特に海外の環境NGOから見ると、森林を扱っているNGOから見ると、かなり厳しい指摘を逆にされるわけです。輸入をしると言うのではなくて、一体日本は何をしているのだというふうな。

そういう視点を環境問題というのは三位一体になればなるほど抜けていくような気がするのです。地方にいけばいくほど。その辺がこういう生物多様性国家戦略の中なんかも、少し地方に行くのはもう当たり前なのかもしれないけれども、そこでどういう視点が大事なのかというのを、かなりしっかりと書いておいていただかないと、本当に環境問題を自分の県の中の囲い込み問題で、自分の県をきれいにしていく。すべての県が本当にきれいになってしまえばすばらしい話で、最終的に日本がすばらしい状態になれば、結果的にはいいのかもしれないけれども、どうもその辺がいろいろな意味で問題があるというふうな感じはしますので、その辺をうまく書いていただければと思っております。

【熊谷部会長】 ありがとうございます。

それでは、山岸委員、お願いしたいと思います。

【山岸委員】 私は、常々、生物多様性という概念がなかなか一般の中に浸透しない、それから児童生徒の中にも浸透していかないということを心配していたのですが、本日、こ

の中で生物多様性の認識を深め、普及啓発する取組というのを佐藤さんからお話を伺ったわけですが、その試みとして、ひとつ食べ物に注目して、人間とのかかわりをもう少しぐんと出していけという話を聞いて、なるほどと思ったのですが、私はもう一つ、人間と病気との関係というのものもあるのではないかと非常に思いました。

生物多様性というと、非常にいいことだ、いいことだということになるのですが、それじゃ一体病原菌やウイルスや寄生虫なんかをどうするのかというようなところを少し考えに入れていただくと、鳥インフルエンザだとか西 Nile ウイルスとかとも含めて、厚生労働省や農水との関係も出てまいります。そして余りうそっぽい生物多様性の保全ではなくて、本当のところが出てくるのではないかという気がちょっといたしました。

以上です。

【熊谷部会長】 ありがとうございます。

それでは森本委員、お願いしたいと思います。

【森本委員】 手短かにやります。

1つは、この新・生物多様性国家戦略がかなり専門家の間では評判がよかったという理由の1つが、やっぱり第一の危機、第二の危機というのが、ちゃんとレッドリストの根拠をもって語られたということがあると思うのです。それに関する追跡というのが本当は必要なのではないかと思えます。あのレッドリストというものは実際に動態についてのそれなりの評価をもとに確率が計算されて評価されたものですので、そういったもののフォローを何とかやる必要があるのではないかというのが1つです。

もう一つ、分野横断的取組というのが大変大事だという話、これも当然でして、海、山、里、川、そういう地域の連携で流域が大事だというお話がいろいろな方からございました。私、これで総論は皆賛成するのですけれども、各論でいつも問題になります。一つは、安全性と、そういった自然のプロセスに依存した、いわゆるかく乱依存型の生き物との矛盾というのがあるわけですね。端的に言えばダムと自然の流域ということになります、例えば。その辺をどう折り合いをつけるかというのが、これが大変大きな問題で、きれい事では進まないというか、要塞型の都市ではなくて世代を超えた安全性、効率性というのが生物多様性の理由の1つになっていますので、それを具体的に環境基本計画なり、今後進めていくためには具体化していく必要がありますので、調査研究をはじめ、もうあらゆる取組が必要ではないかと思えますので、それを何とか書き込む必要がある。それはいわゆる自然再生という新たな事業を起こすだけではなくて、既存の整備技術のグリーン化というんですか、それを何とか図る。第2の危機は、特にいわゆる安全性とか効率性とか、割合短期的な指標でもってやってきたものがマイナスに働いているわけですから、それを長期的な視野で評価して、いかにグリーン化していくかというのが、生物多様性の観点から大変大事な課題なので、それを何とかうまく書き込む必要があろうかと考えております。

以上です。

【熊谷部会長】 ありがとうございます。

それでは、市田委員、お願いしたいと思います。

【市田委員】 私は資料5の6ページなのですが、その6ページの6についてちょっと質問したいと思います。

海は取りつきにくいということがあって、とかく忘れられがちなんですけれども、今回、こうやって海洋における生物多様性の保全を取り上げていただいていることは、とてもよかったと思うのですが、その中に、例えば海鳥とかウミガメとかいろいろ書いてあって、世界の今、鳥の動向を見ると、海鳥の減り方というのが他のグループよりも一段と激しいんですね。今、海鳥をどうするかということは大変な議論になっているのですが、そういう前提でこれを見ると、 方がいいのですが、 になると、では、それらのために何をするかというと、藻場の保全、あるいは干潟の保全というところの他はデータの集積というところにとどまってしまっているような気もするのです。あるいはいろんなことを考えていらっしゃるのかもしれませんが、この藻場とか浅海域だけじゃなくて海全体でやらなければいけないことがたくさんあると思いますので、そこについて、水産庁との共同というのは、クジラ問題とかいろいろとあるので難しいことはよくわかるのですが、他の省庁並みにどんどん交流して、いろいろなことをやっていただきたい時期かなと思いますので、ひとつお考えいただければと思います。

【熊谷部会長】 ありがとうございます。

それでは大澤委員。

【大澤委員】 本日は国土交通省の方がお見えになっているようなので、前回質問した自然公園に高速道路を通すという話なのですが、それについて、今まで幾つかの意見があったように、他省庁の連携というのが非常に文言上は出てくるのですが、具体的に例えば高速道路の路線なんかを設定するときに、県立であれ何であれ、自然公園を真っ二つに分けるような、そういう計画というのが立ってしまう理由というものが、もしご説明いただければ、ちょっとお聞きしたいのですが。

【熊谷部会長】 ちょっと私の方からお断り申し上げなくてはならないのですが、国土交通省の担当の方が、いろいろな問題を抱えておられるので、既に退席されていらっしゃると思います。その点については、また後ほどゆっくりと、私の方で預らせていただいております。

それでは白幡委員、お願いしたいと思います。

【白幡委員】 項目案の中の3と4に関わるところだと思うのですが、全体的な取り組むべき方向性というようなイメージというので、私の希望を述べたいと思うのです。

生物多様性というのは、私もわかりにくい、ようやく最近少しはわかったかなという、少しもわかっていないかもしれないなという感じなのですが、全体的な印象としては、基本的な環境をどうするかという基本計画があってこそというか、そのためのいろんな方法

の1つだと思うのですが、全体的にお願いしたいのは、例えば3つの危機というのは非常にわかりやすかったのですね。例えば2番目の危機なんて、里地里山の保全というようなものの寄って来る根拠というのを、もう少し美的というか、情動的というか、情緒性というようなものがスタートにあるだろうと思うのです。何か日本の景観のよさとか美しさとか、そういうものが一方にあるのですが、それを生物多様性の中とか、生物多様性の危機ということによってしまうと、何か科学性、客観性というような極めてドライなデータで説明しようというところがあって、これはもうどうしようもないので、大事なことだと思うのですけれども、できるだけ、そこから落ちこぼれるような美的な面と申しますか、真、善、美というか、真とか善はいろいろ議論されると思うのですが、美は非常に広く多くの人の共感を呼べるようなことなので、その辺を環境省としては例えば他の省庁に問いかけるときに、取組のやり方の中にそういうことを含めて発言というか、依頼してもらうのがいいのではないかなと。数値的にこれだからというふうな、あれかこれかという迫るような方法というのは、合意するのに時間がかかると思うのですけれども、むしろ情緒的な部分を非科学的だとかといって排除しないようにして、ぜひ、やっぱり我々の環境に対する思いというのを大きなとらえ方でやっていただくように、そういうニュアンスを忘れないようにしていただければなというふうに思います。

【熊谷部会長】 ありがとうございます。

それでは渡辺委員、よろしくお願いいたします。

【渡辺委員】 このメンバーの中では割合環境基本計画の第三次の計画における重点分野の生物多様性保全のための取組に参加をしていた数少ないメンバーではないかと。私は専門委員として参加していたのではありませんけれども、総合政策部会の一委員として参加させていただいたのです。

私が申し上げたいのは、3、4、特に4の方なのですが、生物多様性条約というものができて、それに基づいて作られた国家戦略。生物多様性条約の前書きを見てもいろいろ生物多様性は大事だということは書いてあるのですけれども、私のような素人が見て、何で生物多様性の保全をしなければいけないのかというイロハのイは飛ばしてしまって、条約に基づく国家戦略ということで、出発点というのでしょうか、一番大事なところを飛ばしてできているような気はずっとしていたんです。

それで、この基本計画の重点分野の見直しのところに参加をして、いろいろご意見を伺ってみると、何か国連主導でミレニアム生態系評価という作業するグループかできて、2000年か何かにてきて、今年、第一次の報告が出たそうですが、端的なことをいえば、現代は人為的に引き起こされた大絶滅期だと、こういう言葉があるのですね。それはちょうど産業革命以降、化石燃料をやたらと使って人間の生活を便利にする、ただそれだけのために人為的な温室効果ガスの発生ということを猛烈にやった。温暖化して、いろいろ取り返しのつかない影響が出てくる。この点については、たしか1990年ごろIPCCと

いう専門家の集まりをつくって、いろいろその評価をした。

私は、生物多様性については、10年遅れてそれがスタートしたのではないかと。要は自然に生物多様性がいろいろ変化をするというのは、この30億年か40億年までずっと続いてきたのですけれども、今、生物多様性保全を叫ぶ、その根底は、やはり激しい人為活動による人為による種の大絶滅期を迎えているところにあるのではないかと。

さっきから何度もこの報告書の話が出ていますし、資料5の話が出ていますが、これはわずか数ページという限定つきのものなんですね。今度、生物多様性国家戦略、次期の戦略を作る場合には、何で生物多様性を今、保全しなければいけないかというイロハのイのところを少し丁寧に追加していただけたらありがたいなところかこう思っているわけです。

【熊谷部会長】 ありがとうございます。

それでは岩槻委員、お願いしたいと思います。

【岩槻委員】 国家戦略のモニタリングというのを毎年やっていただいている、これに参画していただいて、新戦略が策定されたこと、それから、それに対するモニタリングがきちりやられているということに関して、生物多様性に関する国の全体の施策というのが、非常に前向きに進んでいるという意味では、私は非常に高く評価させていただいて、関係者のご努力に敬意を表しているところですが、そう申し上げながら、それでそしたら生物多様性がきちり保全されているかということ、3つの危機に対しても必ずしも好転しているとは言えないという、そういう現状をやっぱり重く感じているということなので、それに関して、現在やるべきこと、未来に向けてということに関して幾つか申し上げたいとことがあります。たくさん申し上げると散漫になりますので、1点だけ申し上げたいとことがあります。それは今の戦略でも基本的な視点の第1に科学的認識ということが述べられていて、科学的認識に基づいた生物多様性保全の戦略が必要であるということが言われるんですけれども、残念ながら生物多様性に関する科学的認識の一番基礎になる基本的なデータ整備ということに関して、日本は非常に遅れている。非常にという言い方をしなければいけないですけれども、遅れているのですね。

これはレッドリストを作ったときに、レッドリスト作成というのは、日本は欧米から20年ほど遅れてスタートしたのですけれども、この第1の危機に対する対応に関しては、日本では幸いノンプロフェッショナルなナチュラルリストの人たちの全面的な協力を得られたということがあって、すぐに国際的なレベルに追いつけたというふうに私は判断させていただいておりますけれども。生物多様性全体に対する科学的な認識を持った対応ということに関しては、欧米では既に生物多様性のバイオインフォマテックスというのが非常に重点的な課題になって、さまざまなエスティメーションなんがデータベースに基づいた推計でできるようになっているのですけれども、ごく一部限られた研究者の人が一生懸命にそれに取り組んではいるのですけれども、全体としてのデータ整備ということに非常に遅れをとっております。特にデジタル化に遅れをとっておりますので、これに対する対応

が、ひょっとしたら欧米から20年以上遅れ始めているかもしれませんので、これらの施策に関しては、その部分、これは研究者だけでどうなることでもなくて、やはりデータ整備、デジタル化ということに関しては、相当予算的な措置も必要になるのでは。本日は戦略で環境省だけではない場なので、そのことを非常に深刻に認識していただきたいというふうに発言させていただきます。

【熊谷部会長】 ありがとうございます。

それでは原委員、お願いしたいと思います。

【原委員】 原でございます。ずっとお話を伺っていて、専門分野の方のそれぞれのお話、非常に興味、関心を持って伺っていたのですけれども、事務局にお願いしたいということの一つは、国家戦略と言われる大事なことに、どのくらいお金をつぎ込んでいるかということが指標になると思うんですね。そのことをもう少し明確に出した方がいいのではないかと。特にデータのお話が随分出ていらっしゃるんですけども、データを整備するのにどのくらいのお金を使っているのか、これから使おうとしているのかということも含めて、そのことをもう少し明確にしておいた方が、次なる話のときに有効なのではないかという気がいたします。

特に、環境行政全般を見ていて、ボランティアとNPOだけでいいのかという感じが非常にするわけで、これだけ多様化して、各分野にわたるといって、やはりそういうものを行政として、地方も含めて司る行政の専門家といいますか、人材といいますか、これはもう急務だと思うんですね。そういう人材の要請ということについても、もう少し積極的に取り組まないと、今、どなたか、20年遅れているというようなことも含めて、データもない、人材もないで、国家戦略ということがどこまで可能なのか、お題目だけで終わってしまうのではないかと懸念を非常に持つ意味も含めて、とりあえず、今、どのくらいのお金を使ってこういうものをやろうとしているかというのは、事あるごとに出しておいた方がよろしいのではないかと、ご意見として申し上げておきたいと思いません。

【熊谷部会長】 ありがとうございます。

それでは三浦委員、お願いしたいと思います。

【三浦委員】 今回のこれは点検作業ということで、生物多様性国家戦略の第3回目に当たっているわけですが、この国家戦略全体は3つの危機で、これの抽出の作業をしたわけですね。やはり、そういう危機の進行を食いとめてきたかどうか、3回目の時点で。こういう点検があってもいいのではないかなと思います。過ぐる3年の間に第3番目の危機に対しては、それなりの対応をこれからしつつあるということですが、第1の危機と第2の危機、これ毎年1回ずつの点検ですから、もう少し辛口に指摘してもいいんじゃないかという立場があるかなと思います。

そういう点で見ますと、第1、第2の危機の進行の中で、特に指摘したいのは、例えば

農水が行っている圃場整備で、これに対する指標の問題が出てきましたけれども、田園自然環境保全・再生支援といったようなこういう事業が今年度から出発するということで、これはこれでいいと思うんですが、その一方で、圃場のこの事業予算が全体規模で8,000億で、すべてがいけないという視点ではありませんけれども、指摘できることは、やはりこの過程の中で乾田化をする、それから水路が暗渠になるといったようなことが確実に進行しているわけですね。これの予算が8,000億に対して、先ほどの環境保全の支援がこれがわずかに1,700万という格好で、こういうことが構造的に行われていることに対して食いとめられているかどうかといったようなこととか、それから、河川整備事業費で、これも7,400億、それから河川総合整備事業費といったのは3,800億で、これに対して再生事業というのが対比されていますけれども、全体としては12件、全部とは言いませんけれども、その対応しかない。

それで、その中身は、これはやはり自然再生事業は、閣議決定でも明確に書いてありますが、代償の措置ではなくて、自然を取り戻していくということを位置づけなさいということが指摘されているわけですね。こういう観点から、果たして第1の危機、第2の危機の進行に対して、この第3回目の時点で3年間、これはコメントとして、委員会として指摘されてもいいのではないかというふうに私は思います。

【熊谷部会長】 ありがとうございます。

それでは増井委員、お待たせいたしました。よろしくお願ひいたします。

【増井委員】 野生動物保護事業について関係者の一人としてお願いしたいところですが、野生動物保護事業では、野生地での保護と飼育施設における保護と二通りあると思うんですね。野生地における保護・増殖というのは、第一義的に考えるべきことだと思うのですが、最近、飼育施設においての成績もかなり上がってきてまして、そのところをもう少し文章の中で強調していただくと、非常にうれしいと思います。

また、ここに挙げられている対象となっている動物種を見ますと、特別天然記念物のところにいろいろ列記されているのですが、保護・増殖事業に成功した特別天然記念物のコウノトリとか、あるいはオオサンショウオの名前がいずれも出てきていないんですね。これは一方は文化庁の助成金で行われている仕事であり、他は環境省のお力ということになっていて、文化庁のやっていることだから環境省が関係ないというふうにはお考えになってはいらっしゃると思うのですが、少し海外の研究者を見るということをお考えますと、成功しつつあるコウノトリやオオサンショウオの名前もこの中に入れておいていただければうれしいと思います。

また、ツシマヤマネコとか、アマミノクロウサギとか、いろんなことで飼育施設がお手伝いできるようなことも、今後出てこようかと思うのですが、そこらのところの取扱をよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

【熊谷部会長】 ありがとうございます。

いかがでしょうか。そろそろ予定の時間も迫ってまいりましたというか、もうほとんど過ぎたような状況になっておりますが、委員の方でどうしてもご発言をという、もしおありでしたら。よろしいですか。他にございませんか。では、お二人で最後にさせていただきたいと思いますので。

それでは浜本委員からまずお願いしたいと思います。

【浜本委員】 4つの項目案のところのすべてにまたがるところだと思っておりますが、一番感じておりましたのが、問題点が明記されております検討状況のところの一番最初にやりました2ページのところの意識や価値に対する理解が進んでいないとか、一般の方たちが全くそれを理解できないとか、そういうことというのは、地方にいけばいくほどはっきりしまして、何か特別な生物がいるとか、ラムサール条約など、そういう枠がかかると、行政もすごく動きます。一般の方たちの理解も一気に進む方向にはいくのですが、まだまだいろいろいるところでそれを進めるということはとても難しい。国家戦略として、この生物多様性という考え方を国レベルで進めていくためには、やはり教育の力というのは長い目で見て、どうしても必要になってくると思われます。

本日のところで先ほど事例発表していただいた中で、私がずっと考えていたのが、生態学というものを理科の時間などとは別に義務教育の中で必ず学んでいただく。これは総合的学習の時間のように選択肢があるというのではなく、必ず国民は日本の国や海外においても、地球レベルとしての生態学みたいなものを、細菌レベルから、食べるということから、いろんなことに、社会的なことに結びつけて学んでいくんだよということを方向としてどこかに入れておかないと、学ぶ人は学ぶ、研究者は進むけれども、一般の人たちにはいつまでたっても理解が及ばないということが、多分、10年20年たっても出てくるのではないかとふうに懸念されます。それはひいていいますと、地方公共団体などで、ポイントで、小さいレベルで生物多様性ということを広めていって、保全などをしていかなければいけないときに、行政の協力が全く得られないとか、民間の人たちが一生懸命NPOとしてやろうとしていても、それが企業やたくさんの方たちの了承を得られないという形に結果として出てくると思われますので、こういったところもぜひとも少し強化していただきたいと考えております。

【熊谷部会長】 ありがとうございます。

それでは土屋委員、お願いしたいと思います。

【土屋委員】 この点検結果を拝見しますと、書き方に少しわかりづらいところがあるという気がします。今後、次の施策を展開するに当たりまして、今までどういうことを行ってきたか、進捗状況はどうであったか、今後の課題はどうであったかとまとめられておりますが、進捗状況の中で、どこがよくて、どこが悪くて、今後こうしなければいけないという間が一つ抜けているような気がします。丸と三角だけではなくて、そのあたりを具体

的に示すと、次の施策の展開がうまくいくのではないかと思いますので、ご検討いただきたいと思います。

【熊谷部会長】 ありがとうございます。

それでは、まだご意見たくさんおありかと思いますが、時間になりましたので、このあたりで皆様からのご意見を締めさせていただきます。

何かまとめて、特に私の印象ではご意見が多かったとは思うのですが、事務局の方からよろしいでしょうか、特に、何かあれば。

【亀澤生物多様性企画官】 何点かお話ししたいと思いますが、多様性の重要性をもっと訴えるようにというお話がありまして、食べ物の関係とか病気との関係、あるいは利用することの重要性ということでしたけれども、今の戦略では少し欠けている部分かもしれないので、次の見直しに向けて、もっと身近な生活に引きつけた形で書くようなことも考えたいと思います。

それから、そのときに科学性、客観性だけでなく美的なものとか文化的なもの、そういうのも重要だということで、前回も情動に訴えることとか、体感を共有すること、そういうことが重要だというお話もありましたので、そういう情緒とか情動に訴えるということも考えていきたいと思っております。

それから、地方との関係ですけれども、現在の戦略は国の行動計画という色彩が強いのですが、国だけでなく地方も民間も一緒にやるということが大事ですので、見直しに向けてみんなで一緒にやるというような色合いを出していきたいというふうに思っております。そのときに、分権の時代ですから、地方はこうやるべきというところまではなかなか書けませんけれども、具体的にどういう視点が大事かというようなことも書き込めるようにしていきたいと思います。

それから、データ整備の遅れはかねがね指摘をされております。予算の話もありますけれども、データ整備の予算が非常に少ないというようなことも含めて、世の中にわかりやすく訴えて、データ整備のための予算の獲得の努力もしていきたいと思います。

以上です。

【熊谷部会長】 それでは、そろそろ時間も過ぎましたので、本日の合同部会はこれをもって閉じさせていただきます。

各委員のご意見をもとに私と事務局で文書を作成いたしまして、各委員にご確認をいただいた上で成文とし、今後の施策の方向についての意見として中央環境審議会から環境大臣に対して意見具申することとしたいと思っておりますので、よろしゅうございますでしょうか。

(異議なし)

【熊谷部会長】 ありがとうございます。

それでは、最後に、環境省黒田審議官から一言ごあいさつをお願いします。

【黒田審議官】 黒田でございます。

10月28日と本日と2回にわたりまして点検に関して非常に熱心なご議論、ありがとうございます。

特に本日は環境ジャーナリストの会の佐藤さん、それから、全国水環境交流会の山道さん、ご報告ありがとうございました。

今、部会長からお話がありましたが、いろいろなご意見をいただきましたので、これを意見としておまとめをいただきまして、審議会合同部会から環境大臣にご提出いただくと。それをいただきましたら、本日も各省出席しておりますけれども、各省にもしっかり伝えて、今後の生物多様性の施策に反映していくと。あるいは取りまとめ方の工夫などもやっていきたいと思っています。

本日の話の中にもございましたが、環境基本計画につきましては、明春、一応年度内というのが努力目標でございます。新年度に入るかもしれませんが、そういうスケジュールで基本計画の見直しをしていくと。

そういう中で生物多様性分野については、こういう形でやっていこうということで、総合政策部会の方に報告をしたところでございますが、基本的には、環境基本計画と生物多様性国家戦略は、うまく車の両輪のようにして進めていくということでございます。ただし、環境基本計画の本日ご説明したものに全部とらわれないといけないということではございませんので、総政部会に報告したことは基本的にやるということですが、それに加えて新しい観点とか、場合によったら項目を加えるとかということもあろうかというふうに認識しております。

これで3回目の点検が終了いたしましたので、国家戦略の見直しの作業につきましては、この後、具体的な作業を私どもの方で各省ともいろんな意見交換をしながら進めていきたいと思っております。来年度に入ってということになりますが、また、合同部会でいろいろご議論をいただいて、取りまとめていくことになろうかと思っております。

そのスタートに当たる時期に、本当にいろいろなご意見をいただきましてありがとうございます。最大限取り入れる形で新しい国家戦略を作るべく見直しの作業を進めていきたいと思っておりますので、引き続き、どうかいろいろなご意見がありましたら、お聞かせくださったり、ご指導をよろしくお願い申し上げたいと思っております。

本日は本当に長時間どうもありがとうございました。